

香川県・兵庫県周遊コンテンツインバウンド向け販売促進業務実施に関する仕様書

1 業務の名称

香川県・兵庫県周遊コンテンツインバウンド向け販売促進業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

3 目的

香川県及び兵庫県（以下「両県」という。）が連携して海外の旅行会社を対象に、ウェビナーを活用した両県への誘客促進を図る。

4 実施主体

公益社団法人香川県観光協会及び公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 契約金額（上限）

2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託業務の内容

委託者のコンテンツの中から、欧米豪、アジア（台湾・香港の中国語圏・シンガポール・タイなどの英語圏等）、それぞれのインバウンドに向けたコンテンツを選択し、海外の旅行会社を対象に、ウェビナー等を活用した販売促進を行い、商品の販売につなげる。

（１）ウェビナーの開催

- ①欧米豪を中心に、アジア圏（台湾・香港の中国語圏、シンガポール・タイなどの英語圏等）も対象としたウェビナーを開催すること。
- ②海外の旅行会社に対し、オンラインにて直接、商品の提案が可能なウェビナーを開催すること。それぞれの国・地域に分けて言語を提案の上、対応すること。
- ③ウェビナーの開催通知・参加者の集約・進行・資料の準備・プレゼン等、一切の運営を行うこと。
- ④ウェビナーは令和9年1月29日までに最低4回実施すること。また、参加申込旅行会社は概ね延べ70社を確保することを目標にする。対象国により言語・時間を決めること。
- ⑤委託者が提示したコンテンツも可能な限り組み込んだツアーとなるよう売り込むこと。
※神戸空港、高松空港、関西国際空港など、香川および兵庫へのアクセスのポテンシャルもPRすること。
- ⑥ウェビナー開催に係る通訳等の一切の費用は委託費に含める。

（２）ウェビナーで使用するプレゼン資料の作成・プレゼン実施の準備

- ①ウェビナーで使用する資料をデータ形式にて作成すること（ウェビナーで紹介するツアープランに必要なコンテンツ概要等の基本素材は、委託者が提供する）。また、日本語版も用意すること。
- ②ツアープランは欧米豪向け4プラン、アジア（香港・台湾の中国語圏、シンガポール・タイなどの英語圏等）向け4プラン以上を作成すること。

- ③コンテンツの選択、ツアープランの作成にあたっては以下について重視すること。
- ・各国・地域の旅行者特性を踏まえつつ、複数市場に共通して訴求できるテーマ性・ストーリー性の高い内容とすること。
 - ※（例）アート、食など
 - ・両県の連携を踏まえた内容とすること。
 - ・プラン全体として両県のバランスが取れた内容とすること。
 - ※岡山、大阪、京都、広島（瀬戸内）など人気のエリアと合わせた回遊も提案すること。
- ④実際の業務実施にあたり、ウェビナーでのプレゼン内容については、委託者と協議の上、香川、兵庫を含め、岡山、大阪、京都、広島（瀬戸内）などを広域周遊する提案を盛り込む等、参加者の興味関心を引くような内容とすること。
- なお、実際の業務実施にあたっては、委託者と協議の上、提案内容等を修正することがあることに留意すること。

（３）ウェビナー参加者の集約

- ①ニュースレター・SNS 広告の配信等を行うことで広く参加者を集約すること。
- ②参加者は前述のとおり、最低でも４回で 70 社（欧米豪に関しては 30 社）程度、集まるよう努めること。

（４）ウェビナー参加者からのアンケートの回収・結果報告

- ①委託者と協議の上、アンケートを作成し、ウェビナー終了後、速やかに集計し、随時報告すること。
- ②集約については、受託者が実施し、結果を事業報告書とともに報告すること。
- ③集約したデータは、委託者及び委託者連携先が、次年度以降の販売促進に係る参考データとして活用する。

（５）本事業の KPI

本事業における KPI は、ウェビナー開始後、令和 9 年 3 月までの期間を目安に、提案ツアーに関連したパッケージツアー造成又は、テラーメイド型プランへの入れ込みが、3 件程度なされ、2 件程度が販売されることを目標にする。

受託者はこの KPI に到達できるよう適切に内容を検討し実行すること。

7 成果物の提出等

（１）成果物

受託者は、本事業の完了時、実施結果等を記載した「事業完了報告書」と作成した動画データを委託者に提出すること。データは編集可能なものを提出すること。

（２）提出場所

- ①〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
公益社団法人香川県観光協会（香川県空港振興課内） 担当者：高島
TEL：087-832-3132 FAX：087-831-9606 E-mail:rk6369@pref.kagawa.lg.jp
- ②〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目 10 番 1 号 兵庫県庁第 1 号館 7 階
公益社団法人ひょうご観光本部 担当者：西銘
TEL：078-361-7661 FAX：078-361-7662 E-mail:nishime@hyogo-tourism.jp

（３）提出期限

令和 9 年 1 月 29 日（金）

8 業務の遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、委託者等との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

9 その他の留意事項

- ・ 事業に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- ・ 本業務委託の実施にあつては、委託者等と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る委託者等からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・ 受託者は、本業務の履行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他委託者等が必要とする事項を記載した書面を委託者等に提出し、委託者等の書面による承認を得たときは、この限りでない。
- ・ コンテンツ造成等に係る必要な調整については、原則として受託者が行うこと。
- ・ 本業務委託の実施による成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。
- ・ 成果物及び成果物に使用するために作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、委託者等に帰属するとともに、本事業終了後においても自由に使用できるものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、委託者等と受託者が協議の上、決定することとする。
- ・ 受託者は本事業契約終了後も誠実に対応すること。